

— 記者発表資料 —

令和4年7月1日
九州地方整備局
熊本県

球磨川水系河川整備計画（案）の公表

この度、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所と熊本県では、球磨川の今後おおむね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「球磨川水系河川整備計画」(案)を公表しました。

この河川整備計画(案)は、関係住民の皆様から出されたご意見(パブリックコメント、公聴会)を反映し作成した、河川整備計画(案)案に対し、令和4年度第1回球磨川水系学識者懇談会にて学識経験者からいただいた意見を反映し作成したものです。

今後、河川整備計画の策定に向け、関係地方公共団体の長への意見聴取を行います。

記

〈球磨川水系河川整備計画（案）の公表について〉

八代河川国道事務所及び熊本県のホームページ（下記URL）より閲覧できます。

■八代河川国道事務所ホームページ

河川整備計画〔国管理区間〕（案）

http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/site_files/file/river/kasenseibi/seibian.pdf

■熊本県ホームページ

河川整備計画〔県管理区間〕（案）

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/141875.html>

〈関係住民の皆様よりいただいたご意見〉

関係住民の皆様よりいただいたご意見についても、八代河川国道事務所ホームページにおいて閲覧できます。

■八代河川国道事務所ホームページ

関係住民の皆様からいただいたご意見

http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/site_files/file/iken_itiran.pdf

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所

技術副所長 佐藤 和幸 調査課長 向田 清峻

代表：0965-32-4135

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課

審議員 星出 和裕 課長補佐 江口 貴弘

直通：096-333-2507（内線 6141, 6145）

■ 令和4年度第1回学識者懇談会で示した「球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(案)案に対する、学識者懇談会委員意見の河川整備計画(案)への反映について

委員意見	反映状況					
	章	節	項	ページ	図・表	整備計画への反映等
住民との連携が最も重要。住民とのギャップをどう埋めていくか。例えば、パンフレットにしてもどう見せるかなども非常に重要。	6	1		140	図 6.2 図 6.3	【住民連携に関する具体の取り組み事例写真を追加します。】 6.1. 関係機関、地域住民等との連携 追加写真 ①川辺川流域上下流子ども交流会 実施状況写真 ②出前講座 実施状況写真
今後、気候変動が顕著になってくると、上下流の問題が先鋭化・顕在化してくるため、上下流の交流を行うことが重要と考える。常日頃からの上下流の交流を支援するといった記載ができないか。	6	1		140		【下記のとおり赤字を追記します。】 6.1. 関係機関、地域住民等との連携 令和2年(2020年)7月豪雨からの創造的復興並びに災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を行うにあたっては、上流から河口までの流域全体のバランスのほか、流域の土地利用、河川利用の状況や自然空間、河川景観の状況、川と人との結びつきがもたらす地域のつながり等を考慮し、地域住民や関係機関と連携しながら流域一体となって総合的に河川整備を行う必要があります。 このため、球磨川を常に安全で快適に利用し、適切に管理する機運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで形成していくことを目的に、地域住民と行政をつなげる地域リーダーの育成や、積極的な広報活動、幅広い情報提供を行いながら、地域住民と行政の連携が深まるよう努め、地域住民等と連携した河川整備、河川管理の推進を図ります(図6.1)。 流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝えられる人材の育成に努めるとともに、温暖化に対する流域の降雨-流出特性や洪水の流下特性等の把握に努め、これらの情報を流域の関係者と日頃から共有することや、上下流交流の取組の促進など、球磨川流域内の連携強化のために必要な支援を実施します。
ダム下流の住民に対しての情報提供について、川内川では流入量、放流量に加えて、今年から貯水率も情報提供できるようになった。今後このような事例も参考にして、上手く伝えろといった記載ができないか。	5	2	2	133		【下記のとおり赤字を追記します。】 (14)大規模災害等への対応 6)ダムにおける異常洪水時防災操作への対応 ダムによる洪水調節は、「氾濫発生リスクの低減(ピーク水位の低減)」、「避難時間の確保」、「(上流ダム地点で貯留することによる)氾濫箇所での氾濫被害の軽減」の効30 果があると考えられます。 一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化により、施設整備中、完成後のいずれの段階においても施設能力を上回る洪水が発生するおそれがあり、長時間にわたって、強い降雨が継続する様な洪水が発生した場合等において、ダムの貯水量が満杯になる前にダムへの流入量と同程度の流量まで放流量を増加させる操作である「異常洪水時防災操作」をダム管理者によって実施する場合があります。 既存の市房ダムや川辺川の流水型ダムにおいて、異常洪水時防災操作を行った場合、ダム下流域の降雨の影響も重なって、ダム下流の河川で水位が急上昇する場合や、ダム下流河川の流下能力を上回る流量となった場合に氾濫が発生する可能性があることから、水位予測の結果等を踏まえ、ダムによる洪水調節により避難時間が確保されている間に避難等を行うなど、適切な行動を行うことが重要であり、避難を判断するためのより有効な情報提供や情報伝達の充実、日頃からの情報伝達や水害 リスクの周知について、流域治水プロジェクトの一環として流域全体で取り組みます。

■ 令和4年度第1回学識者懇談会で示した「球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(案)案に対する、学識者懇談会委員意見の河川整備計画(案)への反映について

委員意見	反映状況					
	章	節	項	ページ	図・表	整備計画への反映等
本文の冒頭で、河川整備計画とは何かを説明した方がよいのではないかと。				冒頭		<p>【整備計画冒頭に「整備計画」に関する説明を追加します。】</p> <p>河川整備基本方針と河川整備計画で定めるべき内容</p> <p>河川整備基本方針は、河川管理者（一級水系は国土交通大臣、二級水系は都道府県知事）が、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものです。具体的には、「当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」として、洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全、「河川の整備の基本となるべき事項」として、基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項、主要な地点における計画高水流量に関する事項、主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項、主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項を定めます。</p> <p>なお、河川整備基本方針については、「気候変動」と「流域治水」の2つの新たな視点を踏まえ、将来の降雨量の増大なども踏まえた計画の見直しや想定される最大規模までの洪水に対して被害の防御に加え、被害の軽減を図る視点や、河川管理者が流域治水を推進する立場として、流域のあらゆる関係者による総合的・多層的な流域治水に係る取組みを、それぞれの流域の特性を踏まえて実施していくことを推進するなどの視点で変更が進められています。（球磨川水系：令和3年12月17日変更）</p> <p>河川整備計画は、長期的な観点から定める河川整備基本方針に沿って、河川管理者が今後、計画的に河川の整備を実施すべき区間について、整備の内容の計画対象期間を考慮の上、当該河川の整備に関する以下に述べる事項を計画として定めるものです。</p> <p>具体的には「河川整備計画の目標に関する事項」、「河川の整備の実施に関する事項」として、河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要、河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項を定めます。</p> <p>なお、本河川整備計画については、河川管理者による河川区域内の対策のほかに、あらゆる関係者との連携のもと、流域治水の取組の考え方や目指すべき方向性についても示し、洪水氾濫等による災害の発生防止又は軽減を図ることを目指しています。</p>
整備計画の文章について、専門用語も多いため用語集を巻末に付けた方がわかりやすいと思われる。				巻末		<p>【整備計画策定時に巻末に用語集を追加します。】</p>

■ 令和4年度第1回学識者懇談会で示した「球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)案に対する、学識者懇談会委員意見の河川整備計画(案)への反映について

委員意見	反映状況					
	章	節	項	ページ	図・表	整備計画への反映等
住民との連携が最も重要。住民とのギャップをどう埋めていくか。例えば、パンフレットにしてもどう見せるかなども非常に重要。	6	1		151		<p>【下記のとおり赤字を追記します。】</p> <p>6.1 流域のあらゆる関係者との連携 緑の流域治水の考え方に基づき、集水域(森林、農地、都市等)の事業者と一体的に連携し、河川整備を進めます。そのため、国や市町村などの行政関係者に加え、地域住民、企業、学校など流域のあらゆる関係者との連携により河川整備を進めるとともに、令和2年7月豪雨の被害状況や、住民の避難行動、被災施設の復旧状況、住まいやなりわいの再建といった復興への取組みなどをアーカイブし継承することで、次の災害対応の教訓としていくためには、流域のあらゆる関係者と川に関する認識を共有する必要があります。</p> <p>このため、河川情報を掲載したウェブサイト、河川およびダム役割や令和2年7月豪雨災害を説明するパンフレットや模型製作、様々な河川愛護の取組みなどにより、災害リスクや川がもたらす恩恵を流域全体で共有します。</p> <p>また、川において環境・防災教育に取り組む学校や保育園等の関係者が、より円滑に活動できるよう、流域における山・川・海の繋がりが(水循環、自然環境、流域治水等)を解説する出前講座等の支援に取り組むとともに、「球磨川らしさ」を活かした河川整備や市町村の防災まちづくりなどを進めるための意見交換の場づくりなどにも取り組み、双方向のコミュニケーションを図ります。</p>
宅地の周りに農地、水田が広がっており、緑の流域治水における大きな役割を果たす。	6	1		151		<p>【下記のとおり赤字を追記します。】</p> <p>6.1 流域のあらゆる関係者との連携 緑の流域治水の考え方に基づき、集水域(森林、農地、都市等)の事業者と一体的に連携し、河川整備を進めます。そのため、国や市町村などの行政関係者に加え、地域住民、企業、学校など流域のあらゆる関係者との連携により河川整備を進めるとともに、令和2年7月豪雨の被害状況や、住民の避難行動、被災施設の復旧状況、住まいやなりわいの再建といった復興への取組みなどをアーカイブし継承することで、次の災害対応の教訓としていくためには、流域のあらゆる関係者と川に関する認識を共有する必要があります。</p> <p>このため、河川情報を掲載したウェブサイト、河川およびダム役割や令和2年7月豪雨災害を説明するパンフレットや模型製作、様々な河川愛護の取組みなどにより、災害リスクや川がもたらす恩恵を流域全体で共有します。</p> <p>また、川において環境・防災教育に取り組む学校や保育園等の関係者が、より円滑に活動できるよう、流域における集水域・川・海の繋がりが(水循環、自然環境、流域治水等)を解説する出前講座等の支援に取り組むとともに、「球磨川らしさ」を活かした河川整備や市町村の防災まちづくりなどを進めるための意見交換の場づくりなどにも取り組みます。</p>

■ 令和4年度第1回学識者懇談会で示した「球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)案に対する、学識者懇談会委員意見の河川整備計画(案)への反映について

委員意見	反映状況					
	章	節	項	ページ	図・表	整備計画への反映等
今後、気候変動が顕著になってくると、上下流の問題が先鋭化・顕在化してくるため、上下流の交流を行うことが重要と考える。常日頃からの上下流の交流を支援するといった記載ができないか。	6	1		151		<p>【下記のとおり赤字を追記します。】</p> <p>6.1 流域のあらゆる関係者との連携 緑の流域治水の考え方に基づき、集水域(森林、農地、都市等)の事業者と一体的に連携し、河川整備を進めます。そのため、国や市町村などの行政関係者に加え、地域住民、企業、学校など流域のあらゆる関係者との連携により河川整備を進めるとともに、令和2年7月豪雨の被害状況や、住民の避難行動、被災施設の復旧状況、住まいやなりわいの再建といった復興への取組みなどをアーカイブし継承することで、次の災害対応の教訓としていくためには、流域のあらゆる関係者と川に関する認識を共有する必要があります。 このため、河川情報を掲載したウェブサイト、河川およびダム役割や令和2年7月豪雨災害を説明するパンフレットや模型製作、様々な河川愛護の取組みなどにより、災害リスクや川がもたらす恩恵を流域全体で共有するとともに、情報共有や意見交換の場を設けるなど平常時から上下流の交流・連携を促す取組みに努めます。 また、川において環境・防災教育に取り組む学校や保育園等の関係者が、より円滑に活動できるよう、流域における山・川・海の繋がりが(水循環、自然環境、流域治水等)を解説する出前講座等の支援に取り組むとともに、「球磨川らしさ」を活かした河川整備や市町村の防災まちづくりなどを進めるための意見交換の場づくりなどにも取り組みます。</p>
本文の冒頭で、河川整備計画とは何かを説明した方がよいのではないか。					冒頭	<p>【整備計画冒頭に「整備計画」に関する説明を追加します。】</p> <p>河川整備基本方針と河川整備計画で定めるべき内容</p> <p>河川整備基本方針は、河川管理者(一級水系は国土交通大臣、二級水系は都道府県知事)が、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものです。具体的には、「当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」として、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全、「河川の整備の基本となるべき事項」として、基本高水(洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。)並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項、主要な地点における計画高水流量に関する事項、主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項、主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項を定めます。</p> <p>なお、河川整備基本方針については、「気候変動」と「流域治水」の2つの新たな視点を踏まえ、将来の降雨量の増大なども踏まえた計画の見直しや想定される最大規模までの洪水に対して被害の防御に加え、被害の軽減を図る視点や、河川管理者が流域治水を推進する立場として、流域のあらゆる関係者による総合的・多層的な流域治水に係る取組みを、それぞれの流域の特性を踏まえて実施していくことを推進するなどの視点で変更が進められています。(球磨川水系：令和3年12月17日変更)</p> <p>河川整備計画は、長期的な観点から定める河川整備基本方針に沿って、河川管理者が今後、計画的に河川の整備を実施すべき区間について、整備の内容の計画対象期間を考慮の上、当該河川の整備に関する以下に述べる事項を計画として定めるものです。</p> <p>具体的には「河川整備計画の目標に関する事項」、「河川の整備の実施に関する事項」として、河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要、河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項を定めます。</p> <p>なお、本河川整備計画については、河川管理者による河川区域内の対策のほか、あらゆる関係者との連携のもと、流域治水の取組の考え方や目指すべき方向性についても示し、洪水氾濫等による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目指しています。</p>

■ 令和4年度第1回学識者懇談会で示した「球磨川水系河川整備計画〔県管理区間〕(案)案に対する、学識者懇談会委員意見の河川整備計画(案)への反映について

委員意見	反映状況					
	章	節	項	ページ	図・表	整備計画への反映等
整備計画の文章について、専門用語も多いため用語集を巻末に付けた方がわかりやすいと思われる。				巻末		【整備計画策定時に巻末に用語集を追加します。】
川の浚渫量は、治水の視点だけでなく、下流への土砂供給や生態系への影響を考慮した方がよい。	5	1	1	112		<p>【下記のとおり赤字を追記します。】</p> <p>(1)河道の整備 洪水の流れる河道断面が不足している箇所において、河道掘削や河道拡幅等により河道断面を確保します。また、堤防の高さや幅が不足している箇所において、築堤等により堤防断面を確保します。 実施にあたっては、沿川の土地利用や上下流バランスを考慮します。また、植生や瀬・淵・ワンド・砂州等の多様な河川環境の保全・創出、自然豊かで良好な河川景観の維持・形成、河川利用との調和などを踏まえ、河道の整備と良好な環境の両立(5.1.2参照)を図るとともに、下流への適切な土砂供給や河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持にも十分配慮し、関係機関との十分な調整を図った上で実施します。なお、河道掘削により発生する土砂は宅地かさ上げ等への有効利用を図ります。 必要に応じて、事前に環境調査を実施し、動植物の生息・生育・繁殖状況を把握した上で、重要種等が確認された場合には、環境保全措置を講じます。また、工事中における濁水等の発生防止にも努めます。 なお、以下の河川において、河道の整備を行います。</p>

令和3年度

- 第1回学識者懇談会 (R3.8.4)
- 現地視察 (R3.10.13~14)
- 第2回学識者懇談会 (R3.12.13)
- 第3回学識者懇談会 (R4.2.17)
- 第4回学識者懇談会 (R4.3.28)

球磨川水系河川整備基本方針の変更

意見等

意見等

事業説明会等
(R2.10~)

延べ6,622名(R4.2月末時点)

河川整備計画(原案)公表 (R4.4.4)

令和4年度

- 第1回学識者懇談会 (R4.6.24)

意見等

意見を反映させるために必要な措置
関係住民意見聴取
(R4.4.4~R4.5.6)
意見等

球磨川水系河川整備計画(案)公表 (R4.7.1)

意見聴取
関係都道府県知事(国管理区間)
関係市町村長(県管理区間)
意見回答

球磨川水系河川整備計画の策定・公表